

# 平成28年 10月 定例教育委員会

日時 平成28年10月28日(金) 13:30～  
場所 鳥取市教育センター2階 第1研修室

## 次 第

- 行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 1

### 【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市立小中学校公費外会計等取扱要綱の策定について [教育総務課] P. 5  
(2) 平成29年度のさじアストロパーク休館日及び開館時間について  
[生涯学習・スポーツ課] P. 33  
(3) 平成29年度当初予算に係る主要施策について [各課] 当日配布

### 【報告事項】

- (1) 教育センター適応指導教室「けたかレインボー」の移設について  
[教育センター] P. 35  
(2) 公共施設再配置基本計画に基づく用瀬図書館更新について [中央図書館] P. 36  
(3) 平成29年鳥取市成人式の準備状況について [生涯学習・スポーツ課] P. 38  
(4) 重要文化財旧美敷水源地水道施設特別公開について [文化財課] 当日配布  
(5) 石浦関の新入幕を祝しての本市の対応について [生涯学習・スポーツ課] 当日配布  
(6) 鳥取中部地震による教育施設の被害状況について [各課] 当日配布

### 【質疑・意見交換】

- (1) 小中学校におけるALT（県立高校ALT含む）の配置人数と活動状況について  
[学校教育課] 当日配布

### 【先回定例会の議事録】

[別冊]

### 【その他】

- (1) 次期委員会等の開催について  
○ 11月定例教育委員会 平成28年11月29日(火) 13:30～ ホテルモナーク鳥取  
○ 総合教育会議 平成28年11月29日(火) 16:00～ ホテルモナーク鳥取  
○ 12月定例教育委員会 平成28年12月27日(火) 15:30～ 鳥取市教育センター  
○ 教育委員会親睦会 平成28年12月27日(火) 18:30～ ホープスターとっとり
- (2) 平成28年度市町村教育員研究協議会（文部科学省主催）について  
日時 平成29年1月13日(金)、1月26日(木)、2月17日(金) いずれか1回  
場所 東京都文部科学省講堂(1/13、2/17) 若しくは九州大学会議室(1/26)

### 【教育委員研修会】資料等は当日配布します。

※ 定例教育委員会終了後

- ① 給食費等の公会計化への移行について
- ② 教育委員会分室のあり方検討について
- ③ 総合教育会議の議題について



# ① 行事報告（9月28日～10月28日）

月	日	曜日	行 事 等	場 所
9月	28	(水)	きなんせ！English Worldキャラバン	末恒小学校
			野田選手パラリンピック報告会	ホテルモナーク鳥取
	29	(木)	第1回鳥取市教育支援委員会	教育センター
			河原町みたき大学	河原町老人福祉センター
			学校事務円滑化検討委員会	教育委員室
30	(金)	平成28年度鳥取市学校における食物アレルギー対応研修会	国府町コミュニティーセンター	
10月	1	(土)	鳥取市制施行127周年記念式典	さざんか会館
			梶山古墳一般公開（～2日）・栃本廃寺跡特別公開	現地
	2	(日)	32万石お城まつり（鳥取城跡発掘調査現地説明会）	久松公園・鳥取城跡
	3	(月)		
	4	(火)	水泳教室	サンフィッシュ
			こころのプロジェクト「夢の教室」事業	世紀小学校
	5	(水)	学校訪問	富桑小学校
			こころのプロジェクト「夢の教室」事業	米里小学校・宝木小学校
			みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	6	(木)	前期終業式	各学校
			巡回教育相談	国府町コミュニティーセンター
	7	(金)	京都産業大学と鳥取市教育委員会との連携協力に関する協定調印式	知事公邸
	8	(土)		
	9	(日)	2016プレナスなでしこリーグ（岡山湯郷Belle vs ジェフユナイテッド市原千葉レディース）	とりぎんバードスタジアム
			河原地域社会人野球大会	河原中学校グラウンド
	10	(祝)	市民体育祭（陸上競技・総合閉会式）	コココーラウエストスポーツパーク
	11	(火)	後期始業式	各学校
	12	(水)	とりモー献立（河原学校給食センター）	河原学校給食センター管内小中学校
			家庭での読み聞かせ講座②	中央図書館
13	(木)	とりモー献立（国府学校給食センター）	国府学校給食センター管内小中学校	
		青少年育成鳥取市民会議第2回運営委員会	第2庁舎5階会議室	
14	(金)	とりモー献立（青谷学校給食センター）	青谷学校給食センター管内小中学校	
15	(土)	スポ少 東部地区バレーボール交流大会	岩美町民体育館	
16	(日)	ガイナレ鳥取2016シーズン第25節 VS セレッソ大阪U-23（ホームタウンデー）	とりぎんバードスタジアム	
		万葉フェスティバルin鳥取	国府万葉歴史館	
		美作市・鳥取市少年サッカー交流大会	若葉台スポーツセンター	
		読み聞かせボランティア ステップアップ講座②③	中央図書館	
17	(月)	小・中学校副校長会・教頭研修会	文化センター	
		とりモー献立（鹿野学校給食センター）	鹿野学校給食センター管内小中学校	
18	(火)	教育課程検討委員会	教育センター	
		ガイナレ応援給食/とりモー献立（気高学校給食センター）	鳥取地域小中学校/気高学校給食センター管内小中学校	
		平成28年度鳥取県社会教育振興大会	県民ふれあい会館	
19	(水)	学校訪問	中ノ郷小学校	

19	(水)	きなんせ！English Worldキャラバン	城北小学校
		とっとりふるさと探検日/らっきょう生産者の方と遷喬小学校児童による交流給食会	市立小中学校/遷喬小学校
20	(木)	中国地区都市教育長会（～21日）	倉吉市
		とりモー献立（鳥取地域学校給食センター）	第一・第二・湖東学校給食センター管内小中学校
		第2回鳥取市学校不適応対策専門委員会	第2庁舎5階会議室
		スポーツ推進委員協議会第4回理事会	第2庁舎5階会議室
		ふるさとの映像をみる会	文化センター
21	(金)	第2回不適応対策研修会	文化センター
		学校給食親子料理教室（鹿野小学校）	鹿野小学校
		全国適応指導教室連絡協議会近畿・中国地域会議「鳥取」（不登校対策研修会、生徒指導専任相談員研修会）	文化センター
22	(土)	きなんせ！English World	教育センター
23	(日)	とりスタフェス2016（バードスタジアム有効利活用事業）	とりぎんバードスタジアム
		河原地域ソフトボール大会	河原中学校グラウンド
24	(月)	学校訪問	鹿野小学校
		梨生産者の方と醇風小学校児童による交流給食会	醇風小学校
25	(火)	鮮魚加工販売業者の方と世紀小学校児童による交流給食会	世紀小学校
26	(水)	鳥取市小学校教育研究大会	湖山小、修立小、美和小、大正小
27	(木)	第3回鳥取環境大学教育研究審議会	鳥取環境大学
		関西WMG2021鳥取県キックオフセレモニー	知事公邸
28	(金)	民俗行事「庚申待ち」	河原歴史民俗資料館
		第39回河原町文化祭（～30日まで）	河原町コミュニティセンターほか
		10月定例教育委員会	教育センター

## ② 行事予定（10月29日～11月29日）

月	日	曜日	行 事 等	場 所
10月	29	(土)	第3回山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会兼第27回但馬小学生駅伝競走大会	但馬ドーム
			鳥取発！体験活動Geoベース試行プログラム（～30日）	サイクリングターミナル砂丘の家ほか
			「福`（BOOK）袋」から広がるあなたの世界（～30日）	中央図書館
	30	(日)	第30回鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会	鳥取砂丘オアシス広場
31	(月)	学校訪問	面影小学校	
11月	1	(火)	県・市町村教育行政連絡協議会	ホテルセントパレス倉吉
			四万十市議会 福部未来学園 行政視察	福部未来学園幼・小・中学校
	2	(水)	学校訪問	賀露小学校
			「すなはま教室」保護者研修会	教育センター
			全国少年補導センター連絡協議会定期大会	鹿児島市
			みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	3	(祝)	文化の日	
	4	(金)	第3回鳥取市校区審議会	第2庁舎5階会議室
			学校訪問	修立小学校
	5	(土)	ガイナレ鳥取2016シーズン第28節 VS 栃木SC	とりぎんバードスタジアム
	6	(日)		
	7	(月)		
	8	(火)	第13回「B&G全国教育長会議」（～9日）	日本財団ビル（東京都）
			人権教育主任研修会	国府コミュニティーセンター
	9	(水)	きなんせ！English Worldキャラバン	福部未来学園
ひびきセミナー			城北小学校	
10	(木)	いじめ防止対策推進委員会	教育センター	
		LD等専門員・通級担当者連絡会	教育センター	
		こころのプロジェクト「夢の教室」事業	気高中学校	
		河原町みたき大学	和歌山県方面	
11	(金)	学校事務共同実施連絡協議会	教育センター	
		こころのプロジェクト「夢の教室」事業	湖南学園中学校・鹿野中学校	
12	(土)	中四国PTAブロック研究大会	とりぎん文化会館	
		摩尼山登録記念物（名勝地関係）登録記念イベント「古川美代子さんと愉しむ愛される話し方+民話朗読会」	摩尼寺	
		文字・活字文化の日講演会「地名の魅力に生きる～第二の人生の生き方」講師：谷川彰英さん	中央図書館	
13	(日)	親子でいっしょに楽しむ講座⑥	中央図書館	
14	(月)	小・中学校講師研修会	気高中学校	
15	(火)	小・中学校講師研修会	桜ヶ丘中学校	

16	(水)	学校訪問	大正小学校
		折紙教室	河原町コミュニティセンター
17	(木)	中国ブロック少年補導センター連絡協議会	さざんか会館
18	(金)	鳥取県都市教育長協議会	ホテルセントパレス倉吉
		河原町女性セミナー	河原町老人福祉センター
19	(土)		
20	(日)	ガイナレ鳥取2016シーズン第30節 VS 大分トリニータ	とりぎんバードスタジアム
		河原地域部落対抗バレーボール大会	河原町総合体育館
21	(月)	小・中学校講師研修会	北中学校
22	(火)	日野町教育委員会 福部未来学園 行政視察	福部未来学園幼・小・中学校
23	(祝)	勤労感謝の日	
24	(木)	第2回鳥取市教育支援委員会	教育センター
		成人式実行委員会市長表敬訪問	秘書課
25	(金)	小・中学校講師研修会	久松小学校・中ノ郷小学校
26	(土)		
27	(日)		
28	(月)	こころのプロジェクト「夢の教室」事業	若葉台小学校
29	(火)	小・中学校初任者校外研修会	南中学校
		こころのプロジェクト「夢の教室」事業	宮ノ下小学校
		11月定例教育委員会	ホテルモナーク鳥取
		総合教育会議	ホテルモナーク鳥取

## 説明・協議事項（１）

10月定例教育委員会	
年月日	平成28年10月28日
担当課	教育総務課

「鳥取市立小中学校における公費外会計等取扱要綱」の策定について

### 1 策定の背景

学校が取扱う会計は、学校組織として保護者やP T A・他団体から金銭を預かり事務処理を行うものなど多岐にわたります。これらの会計は公費外とはいえ、適切な事務処理を行うとともに、その経費の妥当性、経費負担の必要性について十分な説明責任を果たす義務があります。

また、各学校が保護者の利便性と経済性を考慮し、あらかじめ購入価格や販売業者を決定している指定物品についても、慣例にとらわれず、適宜その指定の必要性を見直しするとともに、公平かつ透明な事務処理を行うことで、保護者の負担軽減と保護者への説明責任を果たしていくことが求められています。

### 2 策定の目的

「鳥取市立小中学校における公費外会計等取扱要綱」を策定することで、公費外会計の適切な事務処理を実施し、教職員一人ひとりの教育公務員としての自覚と学校組織におけるチェック体制を確立するものです。

### 3 取扱要綱の内容

- (1) 管理監督者等の職務
- (2) 公費外会計等検討委員会の設置
- (3) 事務の適正処理と収入・支出の手続き
- (4) 保護者への負担軽減と説明責任
- (5) 業者選定と収支報告
- (6) 監査等の実施と預金通帳の確認
- (7) 証拠書類等の編さんと保存

### 4 今後の取り組み

- (1) 平成28年10月 定例教育委員会に説明
- (2) 平成28年11月 校長会及び学校事務共同実施協議会へ趣旨説明
- (3) 平成28年11月 各小中学校へ通知
- (4) 平成29年 4月 取扱要綱に基づく事務処理手順の開始





鳥取市立小中学校  
公費外会計取扱ガイドライン  
(マニュアル)

平成28年11月

鳥取市教育委員会

# 公費外会計等取扱いにあたっての基本的考え方

## 1 公 費 外 会 計

学校が扱う公費外会計とは、児童生徒の教育を充実させ教育活動を円滑に行うために、保護者又は関係団体から預託され、学校もしくはPTA等の団体において徴収して事務処理を行う会計である。それらの会計は、教職員が担当している教育支援団体なども含めれば多岐にわたる。

これらは公費外とはいえ、学校組織として保護者や他団体から金銭を預かるものである以上適切な事務処理を行い、その経費の妥当性、経費負担の必要性について十分な説明責任を果たす義務がある。

また、適切な事務処理の実施には、教職員一人ひとりの教育公務員としての自覚と学校組織におけるチェック体制の確立が必要である。

## 2 指 定 物 品

各学校では、それぞれの教育目標や教育内容、児童生徒や地域の実態に応じて教育効果を高めるために、制服・体操服・カバン・体育シューズなどの物品を指定し、児童生徒に着用・使用させている。これら「指定物品」の購入に要する費用は、受益者負担の考え方に基づき保護者が負担している。

指定物品は、児童生徒が個人の所有物として使用するものであり、本来は保護者が販売業者等から直接購入するべきものであるが、保護者の利便性と経済性を考慮し、あらかじめ各学校が購入価格や販売業者を決定している。

指定物品の決定は、校長の責任と権限に基づいて行われるべきもので、各学校における教育目標の達成に向けて最少の費用で最大の効果をあげることが重要であり、個々の指定物品について、慣例にとらわれず適宜その指定の必要性を見直していく必要がある。

業者の選定についても、公費に準じて取り扱うとともに、内部の検討委員会を立ち上げ、選定手続きを明確にする必要がある。

このように物品の指定について、学校としての明確な意思決定を行い、公平かつ透明な事務処理を行うことにより、保護者の負担軽減と保護者への説明責任を果たしていくことが必要である。

## 鳥取市立小中学校における公費外会計等取扱要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、鳥取市立小中学校（以下「学校」という。）における公費外会計及び指定物品の取扱い（以下「公費外会計等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （要綱の対象とする公費外会計等）

第2条 この要綱において、「公費外会計」とは次の会計（別表1）とする。また、ここでいう「公費」とは国費・県費・市費とする。

- （1）教育活動費会計（学校の教育活動を行うため、学校が所属し校務運営上関係する会計事務をいう。）
- （2）団体会計（別に規約が定められている団体の取扱いにおいて、会計事務の取扱いに関する規程が定められているものを除く。）
- （3）購買会計（一般文具類及び補充を目的とする斡旋物品等）

2 この要綱において「指定物品」とは、学校が銘柄、規格、販売店等を指定し、児童・生徒又は保護者が直接取扱店等へ金銭を支払って購入する物品をいう。

### （会計年度）

第3条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

### （公費と公費外会計との負担区分の明確化）

第4条 校長は、公費で負担すべき経費と、公費以外で負担すべき経費の区分の明確化を図り、公費外会計の会計処理を適正に行わなくてはならない。

2 前項において公費以外で負担することが妥当である経費は、受益者負担、原因者負担が妥当であることを判断基準とし、その経費の例は、別表2に掲げるとおりとする。

### （管理監督者等の職務）

第5条 校長は、公費外会計等の取扱事務を総括し、所属職員を監督する。

2 副校長・教頭・事務職員は、公費外会計等の取扱事務について、校長を補佐し、担当者に対し指導助言に当たる。

### （公費外会計等検討委員会）

第6条 公費外会計等の適正執行に資するため、校長は、校内に公費外会計等検討委員会を設置しなければならない。ただし、校内に予算委員会等が設置されている場合は、それに代えることができる。

### （事務の適正処理）

第7条 公費外会計等は、別に定める事務処理手順のとおりとする。なお、その執行に当たっては、支出伺書（兼購入伺）を作成する等、文書により行わなければならない。

2 校長は、公費外会計等の取扱事務に係る監査体制を整備しなければならない。

### （保護者負担の軽減）

第8条 校長は、競争見積もりの実施等、事業や購入品目の定期的な見直しを行い、常に保護者の経済的負担軽減に努めなければならない。

(意見聴取と説明責任)

第9条 校長は、保護者から徴収する金額の決定、指定物品等の選定、修学旅行などの企画・立案等の際し、保護者との共通理解を図らなければならない。

2 校長は、物品等を指定する必要性について十分検討し、その内容を書面で保存しておく。また、保護者及び児童・生徒に事前にその意義を周知し、理解を得るように努める。

3 校長は、公費外会計に係る金銭を徴収する場合は、その目的、金額、徴収方法等について保護者に事前説明し、事後においてその執行について報告を行わなければならない。

(収入)

第10条 担当者は、各会計の規約に定めがある場合のほか、次により収入金を処理するものとする。

(1) 収入金は、会計別に速やかに金融機関に預貯金しなければならない。預貯金口座名義は、原則、学校長又は団体の長とする。

(2) 担当者は、収入状況を確認の上、速やかに校長に報告しなければならない。

(支出)

第11条 担当者は、各会計の規約に定めがある場合のほか、公費外会計の支出をするときは、支出伺書(兼購入伺)によるものとする。

(業者の選定)

第12条 校長は、別表2にあげる教材等の購入にかかる契約の際し、公正でかつ適正、効率的な方法により契約業者を選定しなければならない。

(収支の報告)

第13条 担当者は、金銭出納簿、預貯金残高及び収支に係る証拠書類を確認の上、各年度末において収支報告書を作成し、速やかに校長に報告しなければならない。

2 担当者は、随時、収支の状況を校長及び事務職員に報告するものとする。

3 校長は、保護者に対し収支の状況報告を当該事業年度終了後又は適期に行わなければならない。

(監査等の実施)

第14条 校長は、公費外会計の執行に関し、別に監査の実施に関する定めが設けられている会計を除き、第三者の監査を受けなければならない。

2 校長は、決算に伴うもののほか、必要に応じて監査等を受けるものとする。

(預貯金通帳の確認)

第15条 校長は、各会計の預貯金通帳を定期的に確認するとともに、保管状況の監督をしなければならない。

(証拠書類等の編さん及び保存)

第16条 金銭出納簿、収入及び支出の証拠書類等については年度別、証拠書類等の種類ごとに編さんし、特別な定めがあるもののほか、5年間保存しなければならない。

(その他)

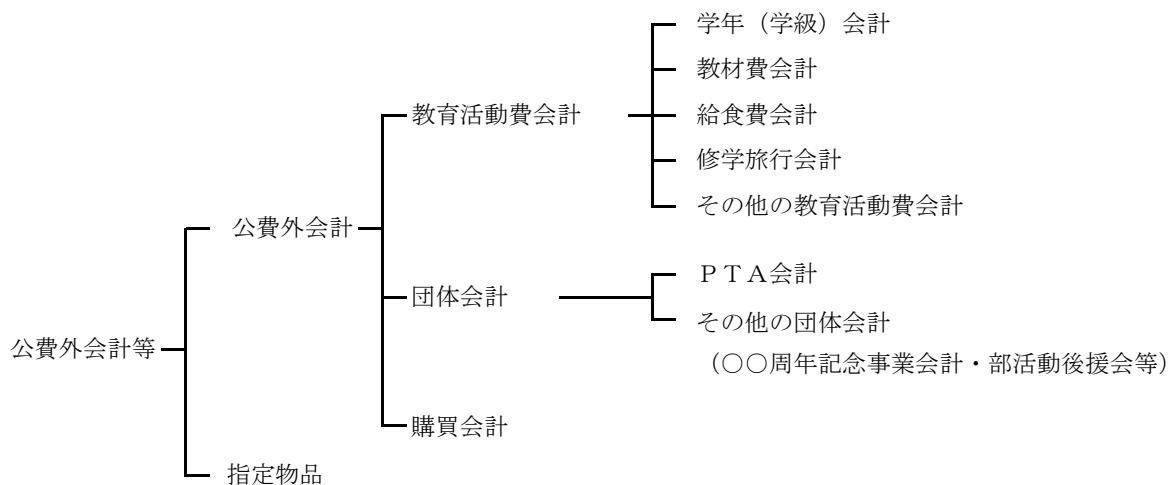
第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(※平成28年11月1日公布)

別表1(第2条関係)

公費外会計等の区分



別表2(第4条関係)

負担区分	経費の内容	具体的な費目の例
公費(国費・県費・市費)以外での負担を原則とするもの	生徒個人の所有物に係る経費 ・学校・家庭いずれにおいても使用できるもの ・児童生徒個人が教材教具として使用するもの	・教材教具費等 (ワークブック、テスト類等) ・学校指定物品 (体操服、体育シューズ等)
	教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又は、そこから生じる直接的利益が、児童生徒個人に還元されるものに係る経費	・実習費 (絵画、調理、手芸等実習材料) ・行事費 (修学旅行、遠足、観劇の参加費等) ・その他 (日本スポーツ振興センター加入費)
	生徒会活動や部活動に係る経費	・生徒会費等 (生徒会主催の諸行事に要する経費、運動会・文化祭における諸経費等) ・部活動費 (大会参加費等)
	その他	・PTA会費 (PTA等団体の活動、管理運営費)
【参考】 公費(国費・県費・市費)負担を原則とするもの	学校の管理運営および教育活動に係る経費	



鳥取市立小中学校  
公費外会計取扱ガイドライン  
(参考様式集)

平成28年11月  
鳥取市教育委員会

# 1 公費外会計の事務処理手順

ステップ	項目	内容	関連様式等	
1 執行方針提案	① 校内における公費外会計執行方針の提案	年度当初の職員会議や予算委員会等で執行方針を提案する。	鳥取市立〇〇〇学校公費外会計等検討委員会設置要項	1①
2 予算編成	① 予算書(年間計画書)の作成及び決裁	使用教材の選定、その他集金項目・金額等を精査する。 ※保護者の負担軽減を考慮し、公費、私費の判断をすること。	会計予算書	2①
	② 保護者への説明・承認	学年・学級懇談会またはPTA総会等で提案し決定する。	集金依頼通知書	2②
3 予算執行	① 収入事務	通帳の作成、納入台帳等の整備をする。 ※通帳は原則校長名義(公印)とする。 ※通帳、現金は金庫等施錠できる場所に保管する。	通帳管理簿	3①-1
		出納簿と通帳の金額が常に一致するように速やかに整備する。	出納簿	3①-2
		収入・未納状況の把握をする。	未納者台帳 鳥取市学校給食費未納対策マニュアル等	3①-3 別冊
	② 支出事務	「支出伺書(兼購入伺)」による決裁後、支払い(発注)をする。 ※必要に応じ見積書を取得し業者を選定する。	支出伺書(兼購入伺)	3②
	③ 収支の状況報告	学期末等に帳票・通帳を提出し収支の状況を校長に報告する。	現金・通帳残高チェックシート 会計チェック表(校内用)	3③-1 3③-2
4 決算及び監査	① 収支の報告	会計年度末に帳票・通帳とともに収支報告書を作成し校長に報告する。	収支報告書	4①
	② 第三者(保護者等)による監査	会計年度末に帳票・通帳・決算報告書等を提出し検閲を受ける。	監査会開催通知	4②-1
			会計チェック表(監査用)	4②-2
③ 保護者への報告	計画的効果的に予算を執行し、保護者に決算報告する。 ※校長名で作成する。	会計決算書	4③	
5 評価・改善	① 集金額・集金方法・集金費目・支出内容の見直し	保護者負担軽減の方針に基づき、集金項目・内容・金額を見直す。 教育課程編成会議や予算委員会・職員会議等で提案する。 教材選定会議等で使用教材を見直す。	教材評価表	5①
6 引継ぎ帳簿保存	① 引継ぎ	関係書類をもって、引き継ぐ。	引継書	6①
	② 帳簿保存	出納簿、会計関係書類を保存する。(5年保存)	鳥取市立小中学校文書取扱要領	別冊



## 2 指定物品の選定に係る事務処理手順

ステップ°	内 容
1 提案	<ul style="list-style-type: none"><li>○保護者・児童生徒・教職員からの申し出により検討する。</li><li>○教科会議、生徒指導会議等において物品の指定及び見直し等の発案をする。 (制服・体操服・カバン・体育シューズ等)</li></ul>
2 協議	<ul style="list-style-type: none"><li>○公費外会計検討委員会等において指定物品の内容を検討をする。<ul style="list-style-type: none"><li>・指定内容の検討(見直し・廃止を含む)</li><li>・指定内容に係る情報収集及び資料作成(品質、価格等)</li><li>・指定内容に係る意見集約(保護者、児童生徒、職員へのアンケート等)</li><li>・指定方針の決定(仕様、品質等)</li><li>・仕様書の作成</li></ul></li></ul>
3 業者選定及び決裁	<ul style="list-style-type: none"><li>○業者を選定する。</li><li>○契約業者を決定する。</li><li>○校長は最終決裁を行う。</li></ul>
4 契約	<ul style="list-style-type: none"><li>○決定業者と契約をかわす。</li></ul>
5 説明及び周知	<ul style="list-style-type: none"><li>○指定した内容を明記した文書を全教職員に配布する。</li><li>○PTA総会、児童生徒総会、新入生説明会等の場を利用して説明する。</li></ul>

鳥取市立〇〇〇学校公費外会計等検討委員会設置要項

1 趣旨

鳥取市立〇〇〇学校における公費外会計等取扱要綱第 6 条の規定に基づき、公費外会計等の適正執行を図るため、鳥取市立〇〇〇学校公費外会計等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 役割

委員会は、次の事項について協議する。

- ア 公費外会計及び斡旋物品等に関する業者選定に関すること。
- イ 修学旅行、卒業記念アルバム、学校文集、制服、体操服等の選定に関すること。
- ウ 公費外会計等取扱要綱の定期的な見直しの実施及びその他必要な事項。

3 構成

- (1) 委員会は、校長、副校長、教頭、事務職員、その他校長が必要と認める者で構成する。
- (2) 委員は、校長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。  
ただし、任期中欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は、校長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、校長が指名する者をもって充てる。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括し管理する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

6 雑則

この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

## 平成〇〇年度 〇〇会計予算書

収入総額 円

支出総額 円

差引残額 円

## 収入の部

科 目	金 額	備 考
〇 〇 費		〇〇円×〇〇名
雑 収 入		
合 計		

## 支出の部

科 目	金 額	備 考
〇 〇 費		
〇 〇 費		
〇 〇 費		
合 計		

平成〇〇年 〇月 〇日

鳥取市立〇〇〇学校長 〇〇 〇〇 印

同 会計担当 〇〇 〇〇 印

第〇学年 保護者 様

鳥取市立〇〇学校長 〇〇 〇〇

平成〇〇年度 学校納入金について(お願い)

陽春の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本年度の集金計画を下記のように立てました。出費多端の折ではありますが、円滑な集金にご協力くださいますようお願いいたします。

## 記

## 1.集金計画

月	集金振替日	集金額	備考
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			給食費等調整のため変更あり
合計			

・口座振替の場合は、在校生分をまとめた金額に手数料を加えた額が引き落とされます。

手数料 〇〇銀行・〇〇銀行……〇円

〇〇銀行 ……〇円

・振替日及び金額は上記のとおりです。毎月お知らせは出しませんので、月末には残高を確認していただきますようよろしくお願いいたします。

・振替できなかった場合はお知らせしますので、現金で納入してください。

・学校納入金の未納金が3ヶ月分以上になりますと、市の未納対策マニュアルに則って督促の手続きを行いますので、ご承知おきください。

## 2.納入金内訳

給食費		単価〇円を〇食予定
補助教材費等		詳細は裏面一覧表のとおり
PTA一般会費		1世帯当たり(高学年の生徒より集金)
PTA特別会費		1人当たり
部活後援会費		選手強化費・派遣費
学級学年費		学年学級消耗品、教科ファイル代
生徒会費		生徒会運営・部活動費
学習用品費		実験実習費・用紙費・コピー代
旅行積立		修学旅行経費
同窓会		入会金
計		

問い合わせ先 鳥取〇〇中学校事務室 □□-△△△△

## 鳥取市立〇〇学校 通帳管理簿

平成 年 月 日 現在

整理番号	団体・事業等の名称	担当者	口座名義	金融機関名	支店名	口座番号	印鑑保管者	通帳保管者	備考
1	自立と創造	教頭 ☆☆☆☆	鳥取市立〇〇学校 校長 □□□□	鳥取銀行	〇〇支店	●●●●●●●●	校長 □□□□	事務職員 * * * *	無利息通帳

## 平成〇〇年度 第〇学年 補助教材会計 出納簿

月日	項目	摘要	No.	収入	支出	残高
4月1日						
		合 計				

平成〇〇年度

〇〇月分 未納者台帳

年 月 日現在

No.	年	組	児童生徒氏名	金額	内 訳					納金月日	備 考 (督促の記録等)
					給食費	副教材費等					
合	計										

支出伺書（兼購入伺）							
決裁印	平成 年 月 日 決裁			平成 年 月 日 起案			
	副校長	教頭	事務	合 議	担当者		印
会計名				費目			
伺							
下記のとおり(購入し)支出してよろしいか。							
金額							円
事 由							
品 名	数量	単位	単価	金 額	発注先・支出先		
※費目ごと、支出先ごとに別葉とする。 ※領収書等は裏面に添付する。				支 出 年 月 日 平成 年 月 日			



## 現金・通帳残高チェックシート

学校名	
-----	--

会計名称	
------	--

	年 月 日 現在 (単位:円)
現金	
預金通帳	
合計	

通帳保管状況	適切 ・ 不適切 (理由: )
現金保管状況	適切 ・ 不適切 (理由: )

通帳印鑑保管者	
通帳保管者	

特記事項	
------	--

検査年月日 年 月 日

所属長	職名	氏名
		㊞

実施者 氏名

帳簿	チェック内容	前期	後期		
		月 日	月 日		
		(○良好 △要改善)			
出納簿	前年度・前学期からの繰越金額が記載されているか。				
	収支の計算が正確に行われているか。				
	通帳と残額はあっているか。				
	他の会計に流用等を行っていないか。				
(兼 支 出 伺 入 書)	出納簿と金額があっているか。				
	支出伺書(兼購入伺)に押印漏れがないか。				
	納品書、請求書、領収書が一致しているか。				
	領収書に記入漏れ、押印漏れ、金額・宛名間違いがないか。				
通帳	通帳から払い戻した後、すみやかに支払いをしているか。				
	通帳と出納簿の内容が一致しているか。				
その他	計画的で適正な執行がされているか。				
	業者等の支払いは適正に行われているか。				
	未納金額が明確になっているか。				
	学校行事等不参加者には、返金すべき範囲でその経費を返金しているか。				
	保護者へ返金した際の領収書(受領書)があるか。				
	監査が実施されたことを確認できる監査報告書等が作成されているか。				
	保護者に決算報告を校長名で行っているか。				
	会計担当者が代わった場合、引継を行っているか。				
特記事項		確認印	校 長		
			副 校 長		
			教 頭		
			事 務		
			会 計 担 当 者		

参考様式第〇号(第13条関係)

## 平成 年度 〇〇会計収支報告書

&lt;収入&gt; (単位:円)

区 分	収 入 額	内 訳
計		

&lt;支出&gt; (単位:円)

区 分	支 出 額	内 訳
計		

&lt;差引収支&gt;

収入  円 - 支出  円 = 収支  円

平成 年 月 日

鳥取市立〇〇〇学校長 様

上記のとおり報告します。

鳥取市立〇〇〇学校

会計担当 〇〇〇〇 印

平成〇〇年〇月〇日

〇〇会計監査 〇〇 様

鳥取市立〇〇学校長 〇〇 〇〇

## 平成〇〇年度〇〇会計監査の実施について

〇〇の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では学校諸会計の適正な執行及び会計事務の透明化を図るため、会計監査を実施しております。

つきましては、下記の日程で実施いたしますので、ご多用中誠に恐縮ですがご出席くださいますようお願いいたします。

## 記

- 1 監査実施日 平成〇年〇月〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇～
- 2 場 所 〇 〇 室
- 3 監査実施会計 〇 〇 費
- 4 監査方法 別紙「〇〇会計監査実施にかかるチェック表」による
- 5 その他 印鑑をご持参ください。  
当日ご都合の悪い場合はご連絡ください。

監査実施日 平成 年 月 日

監査実施者 印

帳簿	チェック内容	チェック
出納簿	前年度・前学期からの繰越金額が記載されているか。	
	収支の計算が正確に行われているか。	
	通帳と残額があっているか。	
	他の会計に流用等を行っていないか。	
(兼 支出 伺書 入書 )	出納簿と金額があっているか。	
	支出伺書(兼購入伺)に押印漏れがないか。	
	納品書、請求書、領収書が一致しているか。	
	領収書に記入漏れ、押印漏れ、金額・宛名間違いがないか。	
通帳	通帳から払い戻した後、すみやかに支払いをしているか。	
	通帳と出納簿の内容が一致しているか。	
その他	計画的で適正な執行がされているか。	
	業者等の支払いは適正に行われているか。	
	未納金額が明確になっているか。	
	学校行事等不参加者には、返金すべき範囲でその経費を返金しているか。	
	保護者へ返金した際の領収書(受領書)があるか。	
特記事項		

平成〇〇年度 第〇学年補助教材等会計決算書

(単位：円)

項目	内 訳	予算額	決算額	増減	備 考
集金	〇～●月分				
	合 計				

(単位：円)

項 目	教科名	教 材 名	予算額	決算額	増減	備 考
補助教材	国語					
	社会					
	数学					
	理科					
	音楽					
	美術					
	保健体育					
	技術家庭					
	英語					
	道徳					
	小 計					
その他						
	小 計					
	合 計					

収入総額                      支出総額                      差引残額  
 0 円                      0                      円                      =                      0                      円

< 監査報告 >

会計帳簿・証票とも正確に処理されており、出納関係に相違ないことを確認いたしました。

平成    年    月    日

〇 〇 〇 〇 印

## 平成〇〇年度 教材等使用一覧

学年	人数	教科	教材名	編著者名 ・発行所	使用目的	価格	購入先	評価	所 見 【問題点、より望ましいと思われる教材、次 年度取りやめなど、申し送り事項】	次年度 選定	新年度 価格
合 計											

## 〇〇会計引継書

作成日 \_\_\_\_\_  
作成者 \_\_\_\_\_

- 1 会計の流れ及び担当者
  
- 2 集金方法及び取り扱い金融機関
  
- 3 未払い業者及び未払い金額
  
- 4 未納者名及び未納金額
  
- 5 督促状況
  
- 6 預金通帳の種類及び登録印鑑
  
- 7 特記事項



## 公費外会計に関する参考法令等

### **憲法第26条（教育を受ける権利、受けさせる義務および義務教育の無償）**

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### **【昭和39年最高裁判決】**

憲法26条の義務教育を無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものではない。

### **学校教育法第34条（教科用図書・教材）**

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- 2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

### **学校教育法第49条（準用規定）**

第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

### **学校給食法第11条（経費の負担）**

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

※保護者（子に対する親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

### **鳥取市立小学校及び中学校管理規則第10条（教材の届出）**

学校が、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)を学年又は学級で使用する場合には、その教材の実物1部を添えて使用1月前までに教育委員会の承認を得なければならない。

### **鳥取市立小学校及び中学校管理規則第11条（副読本等）**

学校が、学年又は学級全員もしくは特定の集団全員に教科書又は準教科書の補助教材として副読本およびこれらに類する図書を、計画的かつ継続的に使用させる場合には、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

### **鳥取市立小学校及び中学校管理規則第12条（経済的負担の軽減）**

学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

### **鳥取市立小学校及び中学校管理規則第40条（事務処理及び公印）**

公印は、学校印、校長及び校長職務代理者印とする。

2 公印は、校長又は校長の指定した者が保管する。

## 説明・協議事項（２）

10月定例教育委員会資料	
月 日	平成28年10月28日
担当課	生涯学習・スポーツ課 さじアストロパーク

### 平成29年度のさじアストロパーク休館日及び開館時間について

さじアストロパークの休館日及び開館時間は、「鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則」第2条の規定に基づき次のように定められています。

（休館日及び開館時間）

第2条 鳥取市さじアストロパーク（以下「アストロパーク」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設名	休館日	開館時間
佐治天文台 天文台、プラネタリウム、大型望遠鏡及び会議室	ア 月曜日及び毎月第3火曜日（これらの日が、 <a href="#">国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</a> に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その直後の休日でない日） イ 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日（以下「休日等」という。）である場合は、その直後の休日等でない日）（アに掲げる日を除く。） ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）	ア 4月から9月まで 午前9時から午後10時まで イ 10月から3月まで 午前9時から午後9時まで
多目的広場		
体験農園管理棟		
天体宿泊施設		午後4時から翌日午前10時まで

これを、教育委員会の承認を得て次のとおり変更したいと考えます。

- 休館日を開館日とする日  
8月7日(月)、8月14日(月)、8月15日(火)  
理由：8月前半期間の来館需要に対応するため
- 開館日を休館日とする日  
5月9日(火)、5月10日(水)、7月19日(水)、8月22日(火)、8月29日(火)、8月30日(水)、9月20日(水)、10月11日(水)、11月7日(火)、1月10日(水)、2月14日(水)  
理由：祝日開館及び夏期営業に伴う休日調整のため
- 開館時間を午後5時までとする日  
12月28日(木) 理由：御用納め・館内清掃のため  
1月4日(木) 理由：仕事始め・機器類始動点検のため  
2月4日(日) 理由：雪まつり・館内清掃のため
- 開館時間を午後11時までとする日  
8月11日(金)～13日(日) 理由：流れ星の観察会を実施するため

## 平成29年度 鳥取市さじアストロパーク開・休館日(案)

平成29年(2017年)

	日	月	火	水	木	金	土
							1
4月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	(29)
	30						

	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
6月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	

	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
8月	6	7	8	9	10	(11)	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
10月	8	(9)	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
12月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	(23)
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
2月	4	5	6	7	8	9	10
	11	(12)	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28			

( ) 祝祭日

	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	(3)	(4)	(5)	6
5月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
							1
7月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	(17)	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
9月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	(18)	19	20	21	22	(23)
	24	25	26	27	28	29	30

	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	(3)	4
11月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	(23)	24	25
	26	27	28	29	30		

平成30年(2018年)

	日	月	火	水	木	金	土
		(1)	2	3	4	5	6
1月	7	(8)	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
3月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	(21)	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

開館時間の特例日

午後5時までとする日

12月28日(木)、1月4日(木)、2月4日(日)

午後11時までとする日

8月11日(金)、8月12日(土)、8月13日(日)

## 報告事項（１）

定例教育委員会資料	
年月日	平成28年10月28日
担当課	学校教育課教育センター

### 適応指導教室「けたかレインボー」の移設について

平成28年6月29日の火災により、気高町総合支所庁舎が使用不能となったため、支所内に設置していた適応指導教室を下記のとおり移設しますので報告します。

#### 記

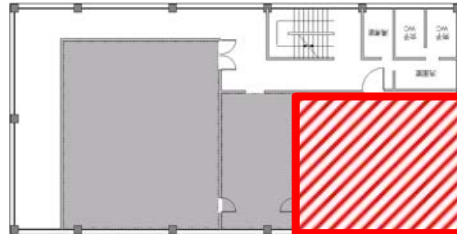
#### 1 現施設について

##### (1) 所在地

〒689-0331 鳥取市気高町浜村282-1（気高町総合支所3階）

##### (2) 教室環境

- ・保護者や教職員の来所相談に応じるための相談コーナーを配置した職員室
- ・個別指導を行う学習室、軽い運動や工作・遊びのためのプレイルーム



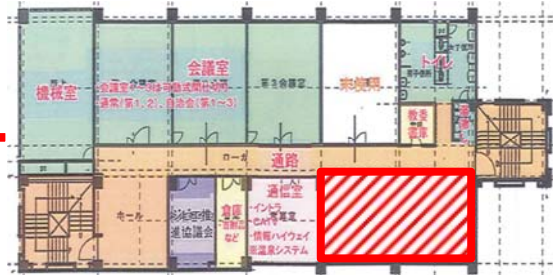
#### 2 新施設について

##### (1) 所在地

〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野1517（鹿野町総合支所2階）

##### (2) 教室環境

- ・旧教育委員会の執務室で現在未使用
- ・机等の配置や区切りを工夫して使用予定



#### 3 移設までの経過

##### (1) 平成13年度

気高郡の適応指導教室として、鳥取県教育委員会が「レインボー教室」を設置（旧勝谷小学校校舎内 気高郡鹿野町官方149番地1）

##### (2) 平成19年度

鳥取県教育委員会が、県内全ての教育支援センター施設を廃止  
鳥取市教育センター適応指導教室「けたかレインボー」設置  
（旧勝谷小学校校舎内 鳥取市鹿野町官方149番地1）

##### (3) 平成20年度

旧勝谷小学校から気高町総合支所内へ移設（鳥取市気高町浜村282-1）

##### (4) 平成28年11月

気高町総合支所内から鹿野町総合支所内へ移設予定（鳥取市鹿野町鹿野1517）

(参考) 適応指導教室「けたかレインボー」入級児童生徒数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
校種・人数	小1	中2	中1	中2	0	0	小1	0	0

## 報告事項（2）

10月定例教育委員会資料	
月 日	平成28年10月28日
担当課	中央図書館

### 「公共施設再配置基本計画」に基づく用瀬図書館の更新について

#### ◆施設概要

用瀬図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1971年（S46年）に小学校寄宿舎として新築（鉄筋コンクリート平屋建て：370㎡）</li> <li>・1989年（H元年）図書館に改修</li> </ul>	2021年に耐用年数を迎える（50年）
-------	--	---------------------

#### ◆公共施設再配置基本計画での基本的な考え方

更新時の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①周辺の公共施設との複合化を検討します。</li> <li>②既存施設の活用（機能移転）を検討します。</li> </ul>
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体での配置を検討します。</li> </ul>
特記事項	

#### ◆個別建物（施設）の方向性と更新等検討時期

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
用瀬図書館	現状どおり活用（複合化を検討）	基本的な考え方を踏まえ検討	○			

第1期は、2016～2024年

#### ◆具体的更新方法について

上記により複合化を検討	用瀬町総合支所との機能統合を検討。旧施設は、解体撤去の予定。	用瀬町総合支所と検討協議
-------------	--------------------------------	--------------

#### ◆今後の進め方（図書館側）

H28～ ①図書館協議会での検討協議

H28～ ②教育委員会での検討協議

H29～ ③文教経済委員会での承認

H30～ ④基本設計

⑤実施設計

H31～ ⑥改修工事

※図書館は過疎債の活用

#### ◆地元との協議

用瀬地域振興会議と連携しながら、総合支所機能と図書館機能との統合化を基本に検討協議をすすめていきたい。



**【参考】**

**用瀬町総合支所（外観）**



敷地面積  
6,995.00 m<sup>2</sup>

延べ床面積  
1,683.50 m<sup>2</sup>

**用瀬図書館**



鉄筋コンクリート  
平屋建て  
延べ床面積  
370 m<sup>2</sup>

## 報告事項（3）

10月定例教育委員会資料	
平成28年10月28日	
担当課	教育委員会生涯学習・スポーツ課
電話（内線）	20-3362（5161）

### 平成29年鳥取市成人式の準備状況について

平成29年成人式について、新成人の有志により組織された実行委員会で検討を進めている概要がまとまりましたので報告します。

#### 記

1. 期日 平成29年1月3日（火）14：15～（開場13：00）
2. 会場 とりぎん文化会館 梨花ホール
3. 主催 鳥取市成人式実行委員会・鳥取市・鳥取市教育委員会
4. 参加対象者 平成8年4月2日～平成9年4月1日生  
\*市出身者（市外在住）も参加可能
5. 出席見込み数 約1,700名（6/7現在対象者数1,903名）  
※平成28年成人式 出席者約1,750名／対象者1,973名
6. 日程（予定）
  - （1）開場 13：00  
※開場後梨花ホールで実行委員会作成映像を上映予定
  - （2）オープニングイベント 逢鷲太鼓
  - （3）式典 14：15～14：45
    - ①開式
    - ②市民歌斉唱
    - ③主催者あいさつ（市長）
    - ④来賓祝辞（市議会議長）
    - ⑤来賓紹介
    - ⑥新成人代表あいさつ（実行委員長）
    - ⑦閉式
  - （4）イベント  
※とりぎん文化会館フリースペースを使い、新成人が気軽に語り合える空間を作る予定（実行委員会で計画中）
  - （5）閉会 15：30
- 7 実行委員会
  - 組織年月日 平成28年9月15日（第1回実行委員会開催日）
  - 実行委員 新成人8名により組織（公募）
  - 開催状況 これまで3回開催（案内状作成、イベント企画等）